

高額な診療を受ける患者さんへ

「認定証」 限度額適用認定証などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

高額な診療を受けたとき

健康保険組合など



高額医療費制度の仕組みでは、高額な診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、「認定証」限度額適用認定証を提示すれば、医療費に関し、限度額を超える分を窓口で支払う必要はありません。

| 高額な外来診療受信者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|-------------------------------|--|--------------------------------|
| ● 70歳未満の方 ● 70歳以上の非課税世帯等の方 | 加入する健康保険組合などに 「認定証」(限度額適用認定証) の交付を申請してください | 「認定証」を窓口に表示してください |
| 70歳以上 75歳未満で、 非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「高齢受給者証」を窓口に表示してください |
| 75歳以上で、 非課税世帯というではない方 | 必要ありません | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓 口に提示してください |

- 「認定証」を提示しない場合は、従来通りの手続きになります。
(高額医療費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、
後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている
健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、
国保組合、共済組合までお問い合わせください。